

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月2日（金）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （13人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

欠席委員（1人）

11番 永渕久留美

#### 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第131号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第133号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第134号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第135号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

（農地中間管理機構との貸借）

議案第 1 3 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により定める農用地利用配分計画について

議案第 1 3 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理機構との売買)

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成 2 8 年度第 3 1 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 1 3 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが 9 番の小川委員と 1 2 番の中尾委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>本日の提出議案は 1 3 1 号が 1 件、1 3 2 号が 2 件、1 3 3 号が 2 件、1 3 4 号が 3 件、1 3 5 号が 2 件、1 3 6 号が 2 件、1 3 7 号が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 1 3 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1 番事務局説明お願ひします。</p>
事務局	<p>(1 番説明)</p> <p>平成 1 6 年 2 月から 1 0 年間の農地法第 3 条賃借権設定をしていたが、他の人と賃借するため合意解約となっています。なお、今回の案件で、新たに借りる人については、現在交渉中とのことなので、後日提出されると思います。</p>
議長	<p>永石委員調査・報告お願ひします・</p>
永石委員	<p>借り人とお会いしたのですが、体調が悪くなっているという</p>

	<p>事で別の方をお願いしたいと言われていました。</p>
<p>議長 水田委員</p>	<p>他の人に貸すというお話でしたが、借り人がもう作れないのでお願いしたいとの事でしたが、実際はまだ見つかっていないとの事で、意中の人に当たっているとの事でした。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
<p>議長</p>	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第132号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。この件につきまして、交換案件なので二つ同時によろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは1番2番、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(1、2番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>
<p>永石委員</p>	<p>交換相手と話をしてきました、一人目の方の家の前にある土地と交換という事で、耕作しやすいように二人で話し合ったとの事でした。</p>
<p>議長</p>	<p>地区を登って行ったところにレモンが植えられているところがあって、その土地ともう一つが周りが交換相手の土地という事で、まとめたいとの事でした。</p>
<p>坂口委員</p>	<p>交換という事でしたが、交換でできるのですか。</p>

事務局	<p>形上は交換となっていますが、お互いに譲渡という事になります。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして許可いたします。</p> <p>つづきまして議案133号、農地法第5条の規定による許可申請審議について別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定出来ず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は6,7ページとなっています。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>現地を確認しましたが、譲渡人の裏の畑と言ってももう、畑も出来ないようなところで、会社の駐車場にしたいという事で話をしましたということで、よろしく願いしたいとの事でした。</p>
議長	<p>堀委員をお願いします。</p>
堀委員	<p>現地確認してきました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>今の件につきまして、ご異議、ご意見等はございますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。2番説明を事務局をお願いします。</p>

事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定出来ず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題なく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は8～10ページとなっています。</p>
議長	<p>小川委員、調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>現地は一番上の場所になります。貸し手はかなり高齢で、電話で話しましたが、「今度この会社から水田を貸してください。」と言われ、許可したとの事。ただ、これに関して取水口が赤松橋で水利が同じになるので水田の状況が気になりました。</p>
議長	<p>私も確認して、農地パトロールの際に見ましたが、その時に現場で場所は藪になっています。右側が水路になっていて、水路を上がったところにその置くという事ではありますが、場所は問題ないけれど、水利権はどうなっているのかと。あそこは棚田になっていて、耕作放棄になろうと思えばいつでもできるような土地なので、会社に確認したところ、生産組合長には同意を貰っていると。</p> <p>それで、水が足りないときはどうするのかと聞いたら、水田に用水は20cm、発電用水は50cmとしてるので、水田用はながれても発電用には流れないという風になると説明を受けてます。</p> <p>管理はどうするのですかと聞いたら共同事業という事で、地区に経費を払ってお願いするという事になっている、利益が出ればそれも地区に出るという事でした。</p> <p>音の問題もありましたが、少し離れたところなので心配はないだろうという事でした。</p>
議長	<p>では何かご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>異議なしと認めます。2番原案のとおり許可相当として県知事に</p>

	<p>意見を送付いたします。</p>
議長	<p>それでは議案134号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用賃借権設定について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>両方に会って話を聞きました。借りては甥という事でよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>石島委員調査報告をお願いします。</p>
石島委員	<p>永石委員の説明に間違いありませんが、この土地について、前に借りている方がおられたと思いますが。</p>
事務局	<p>現在借りている分は3月までとなっており、話し合いの中で3月以降に借りるという事で話が来ています。</p>
議長	<p>1番について何かございませんか。</p>
水田委員	<p>借手ですが、農機具が耕運機のみでどうやってするのでしょうか。</p>
事務局	<p>持っているのは1つだけですが、他の農機具は借りたりするという事でした。</p>
石島委員	<p>私もその点は気になって聞いたのですが、借り手の娘さんが近くにお嫁に行かれて、そこが大型機械等を持っているので借りるという事でした。</p>
議長	<p>1番についてご意見はございませんか。 議案通り決定します。</p>

事務局	では2番お願いします。  (事務局説明)
議長	中尾委員調査報告をお願いします。
中尾委員	小道委員が説明をされますが場所は航空写真のとおりです。貸し手は他所におられて、今までは別の方が耕作されてたのですが、先日亡くなられたんで今回こういうことになりました。よろしくお願いします。
議長	小道委員お願いします。
小道委員	今中尾委員の説明があったとおり、前の耕作者の娘から作れないからという事で返還があったと。そこで今回の耕作者に依頼されたという事です。
議長	2番について何かございませんか。 議案通り決定します。
議長	議案135号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構との貸借)、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、1、2番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	石島委員お願いします。
石島委員	2番の方から説明します。貸し手が病気で作れないという事で。そのあとから出てきますが、借り手が作りたいという事で、2番が成立したので1番も借りたいという事でした。
議長	永石委員お願いします。

永石委員	<p>どちらとも知っていますが、会う事は出来ませんでした。場所は確認しました。石島委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>1番2番について何かございませんか。 (異議なし) 議案通り決定します。 それでは議案136号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地配分計画第1号(案)について農地中間管理事業の推進にかんする法律による賃借権及び使用賃借権設定について、一括で事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 以上の経営計画の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>石島委員よろしくお願いします。</p>
石島委員	<p>ここはそのうち買いたいと思っているのでハウスを建てたいと言っていました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>永石委員お願いします。</p>
永石委員	<p>借手と話しましたが、よろしくお願ひしたいとの事でした。</p>
議長	<p>それでは1番2番について、ご質問、ご異議はございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>それでは議案通り決定したいと思います。 議案137号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 以上の計画申請の内容はあつせんで成立した案件であり、譲渡人の〇〇さんほか1名から公社が一時的に買い受けるものです。</p>



議長	それでは1番永石委員調査報告をお願いします。
永石委員	この件については、あっせんではいろいろな方が手を上げられましたが、新たに農業法人を立ち上げる方が買われるという事で、成立しました。
議長	川崎委員をお願いします。
川崎委員	私もあっせんに携わりましたが、永石委員の説明に間違いありません。
議長	何かご意見ございませんか。 それでは原案通り決定します。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
議長	(発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第30回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年12月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 小 川 龍 也

議事録署名者 中 尾 昭 一